

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (4-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 市民福祉部</p> <p>● 市民環境課</p> <p>○ 交通市民生活担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 地域会館の管理業務 (4件) の契約書において、括弧見出し (遅延料) の第16条第1項の条文中、第15条とあるのは第14条が正しく、誤った条文により契約を締結していること及び、保守点検委託業務 (3件) においても同様の誤りがあるので、契約書の作成には十分に注意を払い内容の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 設計図書的设计内訳において、落石会館管理運営業務の電気料の合計に誤りがあり、結果として1円高い金額で予定価格が設定され、その金額で契約が締結されていること及び、刈払機的设计金額の算定で、消費税の1円未満の端数処理を切り捨てにすべきところ、切り上げて予定価格を設定しているので、内容の確認及び検算は確実に行われたい。</p> <p>2. 財産管理について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 解体される落石会館の消火器を廃棄しているが、平成26年度から平成28年度に購入 (7本) したものや、型式失効 (3本) であっても要件に適合させることで2022年12月31日まで使用可能であり、廃棄しなければならない理由が明確でないことや、他の地域会館の消火器を新規購入で11本取替えていることもあり、異動による活用を図るべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 廃棄処分した備品は、長机や折りたたみ椅子、テレビなど落石会館で使用していたものであり、使用可能な備品を原課で使用しないのであれば、他の部署に情報を提供し、必要とする部署に備品を異動するなど、有効活用を図ることを検討されたい。</p>	<p>(1) 確認不足のため、誤った条文が記載された契約書を作製したため。</p> <p>(2) 設計図書の積算誤りに気付かず、予定価格を作製したもの。</p> <p>(1) 消火器については、旧落石会館の備品であり、旧落石会館の解体前に処分すべきものと認識していたため。</p> <p>(1) 廃棄処分とした備品については、経年劣化したものばかりでありであったため。</p>	<p>今後、確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、設計図書の作成にあたっては、十分に検算等を行い、内容確認を徹底いたします。</p> <p>今後、備品等の廃棄にあたっては、異動による活用も視野に入れ、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、備品の廃棄にあたっては、他の部署へも積極的に情報提供を行う等、有効活用につながります。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (4-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>○ 環境衛生担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 収納金の取り扱いにおいて、火葬場使用料を受領してから6日後に指定金融機関派出所に払い込まれているものがあるが、公金の取り扱いには細心の注意を払うとともに、会計規則第33条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) し尿収集運搬業務委託料の支出において、契約書第4条により、消費税相当額の円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるよう規定されているが、切り上げているものが1件あるので、業者請求書の精査を徹底されたい。</p> <p>3. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) ごみ埋立処理場維持管理業務委託及びし尿収集委託の設計図書の積算内訳において、健康保険料や雇用保険料、労災保険料などの保険料率の誤りや、本人負担も含めて積算するなど不適切な積算内容となっているので、設計図書の作成にあたっては、予定価格を設定する根拠となることから、その内容の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) じん芥焼却場消防設備点検業務委託の契約書において、括弧見出し(遅延料)第15条の条文中、第14条とあるのは第13条が正しく、誤った条文により契約を締結しているので、契約書の作成には、特に確認の徹底を図られたい。</p> <p>(3) ごみ・灰クレーン年次点検業務委託において、契約書第7条第3項により受注者が業務の一部を第三者に委任し請け負わせようとするときは発注者の承諾を得なければならないが、その承諾を得ないまま第三者から受注者宛の年次点検報告書が提出されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 時間内に指定金融機関に引継ぎできなかったため、金庫にて一時保管し、保管したことを失念したため、払い込みが遅れてしまった。</p> <p>(1) 委託料の端数計算処理の確認不足のため、積算値が切り上げになっている事に気づかず支出してしまったため。</p> <p>(1) ごみ埋立処理場維持管理業務委託及びし尿処理収集委託の積算内訳について最新の各保険料率の確認漏れや、本人負担金の社会保険料を積算に入ると認識していたため、誤りに気づかず策定してしまったため。</p> <p>(2) 確認不足のため、誤った条文が記載された契約書を作製したため。</p> <p>(3) 担当者の確認不足により、発注者の承諾なしに受注者が業務の一部を第三者に委任し請け負わせていたことに気がつかなかったため。</p>	<p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>超過支出金額の返納処理を行い、今後適正に処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、確認を徹底し適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認作業を徹底するとともに、受任者への指導を徹底し適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (4-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(4) じん芥焼却場整備工事において、積算した最低制限基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて千円未満を切り捨てて得た額としなければならないが、千円未満を切り捨てずに最低制限価格を設定しているため、価格の設定にあたっては、細心の注意を払われたい。</p> <p>4. その他の事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 嘱託職員の特殊勤務手当算出連絡書において、勤務命令簿からの記載漏れがあることから手当が未支給となっているものが1件あるので、精査のうえ適正に対応されたい。</p> <p>● 介護福祉課 ○ 高齢者福祉担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 老人福祉センターの指定管理において、受託者が機械警備・消防設備点検・電気保安業務などを再委託しているが、協定書第8条により、受託者が業務の一部を第三者に委託し請け負わせようとするときは、発注者の承諾を得なければならないので適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 高齢者優待バス業務委託及びひとり暮らし老人等緊急通報受信センター業務委託の契約書において、括弧見出し(遅延料)第11条及び第10条の条文中、第8条とあるのは第9条及び、第6条とあるのは第8条が正しく、誤った条文中により契約が締結されているので、契約書の作成には、特に確認の徹底を図られたい。</p>	<p>(4) 積算値の千円未満の切捨てを忘れてしまい、最低制限価格を設定してあったため。</p> <p>(1) 確認不足により、特殊勤務手当の未払いが生じた事に気づかなかつたものであります。</p> <p>(1) 担当者の認識不足及び確認漏れによるもの。</p> <p>(2) 確認不足のため、誤った条文が記載された契約書を作製したため</p>	<p>今後、課内で確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>未払い金の支出処理を行い、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>平成30年度より改善いたしました。 課内での認識を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>平成30年度より改善いたしました。 課内での認識を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (4-4)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>○ 地域包括支援担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 認知症高齢者見守りサービス事業において、調査職員による履行確認及び検査職員による検査は行われているが、受注者から提出のあった実績報告書兼請求書(10月分)の訪問回数は、介護業務日誌等の訪問回数と相違があり、1回分少ない委託料を支出しているため、提出書類の確認は確実にされるとともに、精査のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>【検討事項】</p> <p>(1) 在宅介護支援センター運営業務の委託料 979,200 円の積算において、設計図書で実態調査経費として 300 件分 810,000 円を計上しているが、受注者(3法人)からの履行届では、年間で63回から112回の実績であり、設計図書の件数と実績に乖離があることから、当該センターの維持経費を考慮され、実績を踏まえた委託料のあり方について検討されたい。</p> <p>○ 介護保険担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 介護給付費負担金(国庫)において、当初交付決定に係る所要見込額調べの決裁された金額を、訂正者の押印のない朱線と朱書きで訂正し、調査票を差し替えているが、決裁後の訂正は不適切であり、金額を更正することの決裁を行うべきである。</p>	<p>(1) 担当者の確認漏れによるもの。</p> <p>(1) 本委託業務については、平成7年度より実施しており、近年の実態を踏まえて予算の積算をすべきところ、これまでの積算方法により予算計上をしていたもの。</p> <p>(1) 所要見込額調査報告の決裁後に確認不足により誤りに気付いたが、提出日以前であったため、朱線、朱書きにより訂正したが、押印、再決裁をし忘れたもの。</p>	<p>未払い金の支出処理を行い、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後の予算積算については、委託先と協議の上、実態あわせの積算となるよう改善に努めます。</p> <p>今後、課内での確認作業を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

